

主なコメントの概要とそれらに対する対応案

- 以下は、主なコメントの概要です。
- 以下のコメントの概要は主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。

| 論点の項目         | コメントの概要〔基準・指針の項数は、「公開草案」におけるもの〕   | コメントへの対応（案）   |
|---------------|---|---|
| <b>会計基準</b>   |   |   |
| 用語の定義（基準 2 項） | <p><b>表現等</b> 基準第 2 項（8）の第 2 文は、権利確定日が明らかでない場合に権利行使期間の開始日前日を権利確定日とみなすことを記述しているが、本項の規定以外においても指針第 17 項(3)において権利確定日が明らかでない場合の取扱いが記述されているため、「原則として」を入れるべきと考える。</p>  | <p>指摘のとおり修正する。</p> <p>（修正理由は、指針第 17 項（2）の記述との整合性。）</p>  |
|               | <p><b>【株価条件】</b>「株価条件」は、「業績条件」であり、同時に「権利確定条件」と解釈してよいのか。もしそうであるなら、そのことを明記すべきではないか。そうした場合には、株価条件とそうでないものとの区別をするべきである。例えば、国際会計基準では、「performance condition」を「market based performance condition」と「non market based condition」とに分けている。</p> | <p>株価条件は業績条件に含まれる点につき、誤解のないよう、表現を修正する。</p> <p>なお、株価条件も企業と従業員等との取引における契約条件の 1 つであり、これを満たす給付がなされて初めて取引が完結し、会計上認識対象となることが確定すると考えられるから（基準第 43 項（修正後第 44 項））、それ以外の権利確定条件と区別して扱う必要性はないと考えられる。</p> |
|               | <p><b>【株価条件】</b>基準の用語の定義において、株価条件と業績条件の関連について明記すべきである。基準第 2 項(12)では、業績条件に株価条件が含まれていないが、基準第 48 項では、業績条件に株価条件が含まれていると解される。ストック・オプションの価値を評価するうえでは、業績条件のうち株価条件とその他の条件を区別して定義することが重要である。</p>   |   |

## 審議資料（５）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

| 論点の項目           | コメントの概要〔基準・指針の項数は、「公開草案」におけるもの〕   | コメントへの対応（案）   |
|-----------------|---|---|
|                 | <p><b>【株価条件】</b>権利確定するためには一定の株価条件を満たす必要のある Contingent なオプション（例えば、株価が前もって定めたレベルに達したときに権利確定あるいは失効するオプション）も存在するが、これらも株価条件に含まれると解釈してよいか。</p>  | <p>よいと考えられる。</p>  |
| <p>範囲(基準3項)</p> | <p>複数の取引から構成されていても、同様の経済的効果を目的とした取引については本会計基準の対象とすべきと考えるので、その旨を記載することが望ましい。例えば、以下の事例が本会計基準の対象になるか、結論の背景で考え方を記載してはどうか。</p> <p>(1) (従業員への新株予約権の有償譲渡：オーナー経由)新株予約権の譲渡により、結果としてストック・オプションと同じ経済的効果を得ることを目的とした取引（前提条件は以下のとおり）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未公開会社で公開準備中である。</li> <li>・ 会社がオーナー社長に新株予約権を発行する（有償で適正な時価）。</li> <li>・ 当該オーナー社長は、当該新株予約権を従業員に同額で譲渡。</li> </ul> <p>当該取引は、平成 13 年の商法改正前に、公開前の資本政策のインセンティブ・プランとして、分離型新株引受権付社債の新株予約権部分を譲渡する形式で行われており、このような取引を行うことにより、企業は本会計基準で想定する費用処理を回避でき、従業員も同様の経済的効果を得ることが可能と考えられる。</p> <p>(2) (業績連動型賞与制度)業績連動型の賞与制度で、計算根拠をストック・オプションと同様にする場合</p> <p>賞与としての費用計上は必要であるが、通常は発生した期に賞与計上されることになると考えられ、同じ経済効果を目的とした取引でも、費用計上のタイミングが、ストック・オプション等に関する会計基準と異なることになる。</p> | <p>(1)は、従業員が新株予約権を購入する取引であり、本会計基準が対象とする会社が、財貨・サービス取得の対価として新株予約権を用いる取引とは異なり、対応不要と考えられる。</p> <p>(2)は、サービス提供の対価として現金を支払うものであり、支払額で対応期間にわたり費用計上を行うべきことは自明である。自社の株式の交付に結びつき得る対価の支払い手段を用いた場合の会計処理を定める本会計基準での対応不要と考えられる。</p> |

## 審議資料（５）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

| 論点の項目                    | コメントの概要〔基準・指針の項数は、「公開草案」におけるもの〕  | コメントへの対応（案）  |
|--------------------------|--|--|
| 権利確定日以前の会計処理<br>(基準4～8項) | <p><b>【ディープ・イン・ザ・マネーのオプション】</b> 株式報酬型ストック・オプション（いわゆる1円オプション、ディープディスカウントオプション）に関する記載がないようですが、通常のストック・オプションと同様の扱い（公正なオプション価値を算定し、費用計上する）と理解してよいか（証券取引所及びJ a s d a q等に上場している会社に限定した場合）。また、株式報酬型ストック・オプションについて簡易法（例えば、付与時の時価マイナス1円[1円払い込みの場合]を費用と見なして計上する）は認められないのか。</p> | <p>行使価格に対する付与日の株価状況のいかんで会計処理を異にする理由はないと思われる。（従って、簡易的な会計処理も認められないと考えられる。）</p> |
|                          | <p><b>他プロジェクト</b> 公開草案はストック・オプションを権利の行使又は失効が確定するまでの間「貸借対照表の純資産の部に新株予約権として計上する」（第4項）としているが、当公開草案の前身であった公開草案第3号に対して当協会が平成17年2月28日付けにて提出した意見書に沿うものであり高く評価したい。ただし、当協会は「純資産の部」という名称には反対であり、公開草案第6号への意見書（平成17年10月11日）に私案を提示していることを申し添える。</p>                               | <p>他のプロジェクトで検討（「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」）。</p>                                |
|                          | <p><b>他プロジェクト</b> スtock・オプションの評価単価は所定の条件変更の場合を除き、その後は見直さないこととしているが（第7項(1)）、新規連結や企業買収の場合等、見直すことが妥当と考える場合も有るとされる。こうした点についてご検討頂き、取扱いに幅を持たせて頂きたい。</p>  | <p>他のプロジェクトで検討（「企業結合及び事業分離等に関する会計基準の適用指針」）。</p>                              |

## 審議資料（５）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

| 論点の項目 | コメントの概要〔基準・指針の項数は、「公開草案」におけるもの〕   | コメントへの対応（案）   |
|-------|---|---|
|       | <p><b>【株価条件】</b>基準第 7 項(2)と基準第 48 項によると、株価条件は、失効数と単価の両方の見積りに考慮されないことになる。しかし、合理的な算定技法（基準第 7 項(2)）のひとつであるオプション評価モデルを利用すれば、株価条件も考慮できる。ストック・オプションの公正な評価算定（基準第 5 項）という観点から、株価条件は、ストック・オプションの評価に考慮すべきではないのか。</p> <p><b>【株価条件】</b>本会計基準では、失効の見込については、ストック・オプション数に反映させ、公正な評価単価の算定上は考慮せず（基準第 7 項(2)）、株価条件などは一般的に失効数を見積ることができないとされている（基準第 48 項）。しかし、理論上、株価条件をストック・オプション単価に反映させて評価することは可能であり、実務でも株価条件を反映させたオプション評価モデルはすでに用いられている。IFRS2 号でも、株価条件を価値評価に反映させることが要求されている。また、株価条件が付されたストック・オプションについては、一定の誤差をもって確率的に失効数を見積ることが可能である。</p> <p>以上から、本会計基準及び適用指針案に基づいて会計処理を行うと、株価条件が付されたストック・オプションを付与する企業は、費用を過大又は過小計上することになるため、株価条件が付されたストック・オプションは価値評価の算定上、株価条件を反映させ、確率的に失効数を見積ることでストック・オプション数に反映させるべきである。</p> | <p>株価条件も企業と従業員等と取引における契約条件の一つであり、これを満たす給付がなされて初めて取引が完結し、会計上の認識対象となることが確定すると考えられるから、技術的に単価に織り込むことが可能であるか否かにかかわらず、ストック・オプション数に反映させ、権利不確定による失効が生じた場合には、その部分を会計上の認識対象から控除すべきである。</p> <p>株価条件による失効数の見積りに関しては、指摘のように、企業が評価技法を利用した理論的な方法に基いて合理的に失効数を見積った場合には、これを否定する理由はないと思われるため、これに対応するよう文言を修正する。</p> |

## 審議資料（５）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

| 論点の項目                     | コメントの概要〔基準・指針の項数は、「公開草案」におけるもの〕   | コメントへの対応（案）  |
|---------------------------|---|--|
|                           | <p><b>（権利不確定による失効の見積方法）</b>基準第 17 項(4)ではストック・オプションの権利確定数の見積方法を注記することになっているが、その見積方法についての規定が示されていない。ストック・オプションの権利不確定による失効の見積数については、付与されたストック・オプション数から控除して算定することとされているが、失効数の見積方法、留意事項、注記例等について適用指針において明示すべきである。</p>                        | <p>権利不確定による失効の見積り方法は、権利確定条件の内容により異なる。勤務条件の場合には、例えば過去の退職率の実績等を勘案して権利不確定による失効数を見積ることが考えられるが、業績条件の場合には、その内容は様々であり、またその見積りのために利用可能な情報の入手可能性の状況も様々であるため、あらかじめ権利不確定による失効の見積方法を画一的に規定することは適切ではないと考えられる。</p> |
| <p>権利確定日後の会計処理（９～１０項）</p> | <p><b>【新株発行と自己株処分】</b>基準第 9 項は、ストック・オプションが権利行使され、かつ新株の発行が行われた場合の会計処理を示したものである。同じく権利行使された場合には、自己株式の処分による場合もあるので、基準第 9 項冒頭の「ストック・オプションが権利行使された場合には、」を、「ストック・オプションが権利行使され、新株を発行する場合には、」とし、自己株式を処分した場合の取扱いを示した指針第 22 項の内容を追加して記述すべきである。</p> | <p>指摘の趣旨を踏まえ、ストック・オプションの権利行使に対し、新株発行で対応する場合と、自己株式処分に対応する場合に分けて、会計基準で記述する形に改める。</p>   |

## 審議資料（５）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

| 論点の項目                           | コメントの概要〔基準・指針の項数は、「公開草案」におけるもの〕  | コメントへの対応（案）   |
|---------------------------------|--|---|
| <p>未公開企業における取扱い（12項、55～60項）</p> | <p><b>【未公開企業】</b>本会計基準では、本源的価値によった場合には、付与日における自社の株式の評価額が行使価格を上回る状態で付与された場合を除き、ストック・オプション価値がゼロとなる結果、事実上費用が計上されないこととなる。IFRSや米国基準では、未公開会社においても費用が計上されることとされているため、この取扱いでは国際的な理解を得られるかどうか懸念がある。</p> <p>国際的な調和の観点をも踏まえて、未公開会社であっても、原則どおり付与日の公正な評価単価によるべきであると考え。未公開会社では、公正な評価単価について、信頼性をもって測定することが困難との消極意見があるが、株式オプション価格算定モデルのうち二項モデルによれば、未公開会社であっても信頼性がある見積りが可能であるとの積極意見も強いことから、測定方法に関するガイドラインを充実して、原則どおり費用認識することが会計基準の趣旨に合致するものと考え。</p> | <p>未公開企業における取扱いについては、指摘のような意見を含め、様々な意見があったため、現行案のように、本源的価値による会計処理を認めただで、それを選択した場合に、追加的な情報開示を求める折衷的な解決案を示した上で、先の公開草案において特に意見を求めた。</p> <p>寄せられた意見も分かれていたが、特に財務諸表の利用者が、原案を広く支持していることから、取扱いを変更する必要はないと判断した。</p> <p>（なお、未公開企業において測定値の信頼性に疑義が生じるのは、インプット・データの信頼性に起因するものであり、評価モデルそのものの精度によるのではないと考えられる。）</p> |

## 審議資料（５）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

| 論点の項目                      | コメントの概要〔基準・指針の項数は、「公開草案」におけるもの〕  | コメントへの対応(案)                                |
|----------------------------|--|--|
|                            | <p><b>【未公開企業】</b>基準第 11 項の記載だけでは、単位当たりの本源的価値に基づく会計処理を認める理由に乏しい。ストック・オプションは、未公開会社の方が、公開会社よりも相対的に大量に利用される場合が多く、かつ、アウト・オブ・ザ・マネーの状態で付与される場合が多いことを考慮すれば、その場合には、ストック・オプションの費用認識が結果として行われなくなることになるため、未公開会社だけ単位当たりの本源的価値に基づく会計処理を認めることの長所よりも短所の方が大きいと考える。</p> <p>したがって、適用指針において示された評価技法を使っても、合理的と思われる公正な評価単価の計算ができない非常に限定的な場合(例えば、ストック・オプションを付与する条件が非常に複雑であるため、有効に利用し得るパラメータが入手できない場合など)に限り、本源的価値による会計処理を認めるべきである。なお、その場合には、合理的と思われる公正な評価単価の計算ができない理由を明示した上で、基準第 17 項(5)の注記を記載する必要がある。</p> <p><b>【未公開企業】</b>未公開企業の場合は、少なくとも、基準第 17 項(5)の注記(各期末の本源的価値による合計額及び各報告期間中に権利行使されたストック・オプションの権利行使日の本源的価値の注記)は維持すべきである。</p> |  |
| 条件変更の会計処理(基準 12 項、55～60 項) | <p><b>(取消し)</b>基準第 12 項なお書きに、新たなストック・オプションの付与と引換えに、ストック・オプションを取り消す場合について記載されているが、「取消し」という概念を使うのであれば、その定義を明確にすべきである。そもそもストック・オプションを取り消す場合の会計処理について、権利確定日以前の会計処理、権利確定日後の会計処理について、追加的に記述すべきである。</p>   | 失効の場合と同様の取扱いとなることは明らかであると考えられ、対応は不要と考えられる。 |

## 審議資料（５）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

| 論点の項目                                      | コメントの概要〔基準・指針の項数は、「公開草案」におけるもの〕  | コメントへの対応(案)  |
|--|--|--|
|  | <p><b>表現等</b> 基準第 57 項の「パラドックス」の意味が理解しにくいことから、何と何とが相反する動きとなることかを分かりやすく明示願いたい。また、下回る場合において、条件変更前からの会計処理を継続するのではなく、一定の定量基準を設けて、上回る場合と同様に以後追加的な配分計算を行なうことはいかがか。</p>   | より理解が得られやすいよう、表現を工夫する。   |
|  | <p><b>表現等</b> 基準第 60 項に「権利確定日の変更されれば、ストック・オプションの公正な評価単価を…」という記述があるが、権利確定日とストック・オプションの予想残存期間とは直接には連動しない。予想残存期間に直接に影響を及ぼすのは、権利行使期間である。従って、「権利確定日の変更されれば、それに伴って権利行使期間もあわせて変更されることが多く、その場合はストック・オプションの公正な評価単価を…」という表現にするほうが望ましいと考える。</p> | 指摘の趣旨を反映して、より丁寧な説明を試みる。  |
| 財貨又はサービスの取得の対価として自社株式オプションを付与する取引(基準 15 項) | <p><b>表現等</b> 財貨又はサービスの取得の対価として自社株式オプションを付与する場合の事例として、下記の事例も想定されるため、下記事例についても、基準第 15 項及び設例 5 において、追加説明してはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業績条件等の条件が付されているケース</li> <li>・ 権利不行使により失効するケース</li> </ul>                  | 財貨又はサービスの対価として自社株式オプションを付与する場合には、該当する範囲で、従業員等にストック・オプションを付与した場合と同様の会計処理を適用することとされており、掲示のケースの取り扱いについてはいずれも、ストック・オプションを付与した場合の会計処理として示されているため、特に対応を要しないと考えられる。 |
| 財貨又はサービスの取得の対価として自社株式を付与する取引(基準 16 項)      | <p><b>表現等</b> 基準第 16 項(1)において、「対価として自己株式を処分する場合には、対応する額を企業会計基準第 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」に従い会計処理を行う。」を追加すべきである。</p>   |  |



## 審議資料（５）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

| 論点の項目                          | コメントの概要〔基準・指針の項数は、「公開草案」におけるもの〕   | コメントへの対応（案）  |
|--------------------------------|---|--|
| 適用時期及び経過措置（基準 18～19 項、66～69 項） | <p><b>（会計方針の変更）</b> 今回の会計基準の導入は、「会計基準の改正に伴う会計方針の採用又は変更」として、「会計方針の変更」に該当するの否か、明示していただきたい。また下記、各ケースの場合それぞれどうなるのか、追加説明していただきたい。</p> <p>(1) 基準導入初年度に、会社法に基づくストック・オプションの付与が行われた場合</p> <p>(2) 導入初年度は該当無く、次年度以降に付与が行われた場合</p> <p>(3) 基準導入初年度に、既付与のストック・オプションの条件変更が行われた場合</p> <p>(4) 導入初年度は該当無く、次年度以降に条件変更が行われた場合</p>   | <p>本会計基準に固有の問題ではなく、JICPA 監査委員会報告第 78 号「正当な理由による会計方針の変更」を踏まえて判断すべき問題であると考えられる。</p>  |
|                                | <p><b>（適用関係）</b>（基準第 66 項、第 67 項によると）会計基準の適用前にすでに存在するストック・オプションについては、会計基準の対象とせず、条件変更が行われた場合のみ公正な評価額の増額部分の配分計算が行われる。新たな会計基準の適用に際しては、固定資産の減損等他の会計基準では、過去から存在しているものも含めて全面的に適用されている。ストック・オプションに関して、過去の方は対象とならず適用後の付与分から会計処理の対象となるとすると、財務諸表の注記等で潜在的な株式の概要は把握できるとしても、同じ内容のストック・オプションが適用前と適用後に付与されている場合には、片方はオンバランス、片方はオフバランスとなる変則的な形となる。本来、現在も有効なストック・オプションがある以上それらも含めて適用されるべきである会計基準の適用範囲を、新規のものだけに限定するからには、そのような対応とした背景についても明示すべきではないか。</p> | <p>現行商法下では、本会計基準の適用の可否に関して法的な不明確さがあるため、会社法の施行にあわせて適用することとしており、結論の背景でもその点に触れている。</p> <p>また、本会計基準では、付与日の測定値に基づく会計処理が求められていることから、過去に遡って測定に関するデータの収集を求めることは必ずしも適切ではないと考えられる。</p> |
| 範囲の考え方（基準 21～24 項）             | <p><b>表現等</b> 基準第 24 項に「本会計基準では、このような場合を含め、取得の対価として自社の株式の交付に結び付き得る方法を…」という記述があるが、他にどのような場合があるかが想定しづらいため、「このような場合を含め、」の意味が必ずしも明確ではない。「本会計基準では、このような取得の対価として自社の株式の交付に結び付き得る方法を…」という表現のほうがよいと考える。</p>  | <p>指摘のとおり、表現を修正する。</p>   |

## 審議資料（５）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

| 論点の項目                       | コメントの概要〔基準・指針の項数は、「公開草案」におけるもの〕   | コメントへの対応（案）   |
|-----------------------------|---|---|
| <p>範囲に含まれない取引(基準25～31項)</p> | <p><b>（適用範囲）</b> 既存株主の持株割合に応じてストック・オプションを割り当てる場合は、会計基準(案)、適用指針(案)の対象外である旨を明らかにしてはどうか。実務では、既存株主に対して保有株式数に応じて新株予約権を無償で割り当てた例がある。このようなものは報酬でも、財貨又はサービスの取得の対価でも無く、会計基準(案)、適用指針(案)の対象外であると思われる。</p>  | <p>自明であり特に対応を要しないと考えられる。</p>  |
|                             | <p><b>（対価性なき旨の証明）</b> 基準第27項の「対価性の推定を覆すに足りるだけの明確な反証」について、適用指針で考え方を整理することをご検討いただきたい。もともと極めて稀なケースを想定していると考え、例えば敵対的買収対策の安定株主として従業員を選定するような事例において、企業側が当該ケースに該当すると主張した場合に、その当否についての判断基準が必要になると考えるためである。</p>  | <p>一般には、推定が覆されるケースを想定し得ないため、適用指針で具体例を示すことは適切ではないと考えられる。</p> <p>また、指摘の中で例示された取引についても対価性なき旨の証明は必要と考えられるが、様々なスキームが考えられるため、あらかじめ画一的な判断規準を示すことは困難と考えられる。</p>   |
|                             | <p><b>（対価性なき旨の証明）</b> 基準第31項に、敵対的買収防止策として付与される自社株式オプションが本会計基準の適用範囲に含まれない理由として、財貨又はサービスを取得する対価として付与しているわけではないと限定している。しかし、すべての場合に、当該自社株式オプションが、財貨又はサービスを取得する対価として付与したものではないと限定できるとは考えられない。本会計基準の適用範囲に含まれないものとして、基準第25項(6)に、敵対的買収防止策として付与される自社株式オプションが挙げられているが、削除すべきである。</p> | <p>基準第31項(修正後第32項)は、このような自社株式オプションの付与は、通常、「対価関係にある給付の受入れを伴わない取引」(修正後基準第36項)に該当するとみられ、『そのように対価性のないことが容易に立証される場合には』、当該取引に関して費用を認識しないことになる、としているのであるから、対象としている取引の範囲は明確であると考えられる(表現は、趣旨がより明確となるよう修正)。</p> |

## 審議資料（５）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

| 論点の項目               | コメントの概要〔基準・指針の項数は、「公開草案」におけるもの〕   | コメントへの対応(案)  |
|---------------------|---|--|
| 費用認識の要否(基準 32～38 項) | <p><b>【会社法との関係】</b>「結論の背景」において、「ストック・オプションに対価性が認められる限り、これに対応して取得したサービスの消費を費用として認識することが適当であると考えられる。」(基準第 37 項)とされている。この取得した労働サービスの法的性格について会計基準では触れられていないが、新株予約権者に対する金銭以外の財産の給付(会社法・募集新株予約権に係る払込み第 246 条第 2 項)の一態様として、会社法の解釈上も含まれる旨を、労働サービスに対する費用計上の法的根拠として「結論の背景」に記載すべきである。</p>  | <p>本会計基準を巡る、会社法上の理解については、可能な範囲で結論の背景で触れるよう試みる。</p>   |
|                     | <p><b>(対価性：内容)</b>(基準第 27 項、第 32～第 38 項、第 42 項が)費用認識の要否ないし対価性の有無について、原則として肯定し、例外的に対価性の推定を覆すだけの明確な反証がある場合には適用除外との考え方を示している点に関しては、基本的に賛成である。しかし、現状では、ストック・オプションを報酬の一部として認識しているのは、高い報酬が出せない未公開企業が中心であり、多くの公開企業では業績向上等を目指したインセンティブ制度として用いているものとする。また、今後買収防止対策の安定株主確保を期待する企業も多くなってくると思われる。こうした実態を踏まえると、労働の対価として位置付けられている企業は草案どおりの記載で良いとし、その他の企業に関してはインセンティブの対価として構成してはどうか。その方が労働関連のサービス(報酬)とするよりも抵抗感が少ないと考えられる。こうした考え方は、退職給付会計の考え方と類似している。</p> | <p>インセンティブは企業が付与するものだと考えると、「インセンティブの対価」との表現には違和感がある。</p> <p>一般に、ストック・オプションが従業員等に対するインセンティブ効果を有することと、財貨又はサービス取得の対価であることとは両立する事柄である。本会計基準は、ストック・オプションの対価という面に着目した会計処理を示すものである。</p> |

## 審議資料（５）

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

| 論点の項目                                  | コメントの概要〔基準・指針の項数は、「公開草案」におけるもの〕  | コメントへの対応（案）   |
|--|--|---|
|  | <p>（対価性：有無）基準第 34 項の記述では、「実態調査」が重視されているが、非公開で母集団の選定等が不明の調査結果を重視する理由が不明である。実態調査は、最も信頼性のある公開された結果に基づかなければ根拠たり得ない。最も信頼性のある公開された結果の一例である、EDINET 上の株主召集通知によると、ほとんどの企業は、ストック・オプションの付与を商法第 269 条の決議によらず第 280 条の 21 によっている。これは、企業がストック・オプションを「報酬」とは考えていないことの証左である。にもかかわらず、信頼性に疑義のある調査結果により費用認識に根拠があると導くのはいかなものか。</p> | <p>株主召集通知上、ストック・オプションの付与決議の根拠条文をいずれとしているかは、商法の手続上の問題であり、必ずしも企業の「報酬」に関する判断を示しているのではないと考えられる。</p> <p>「実態調査」は、基準検討の過程で我が国ストック・オプションに関する実態を調査する目的で実施したものであり、その内容は公開されている。</p> <p>審議においては、論理的な考察から従業員等に付与される自社株式オプションは通常、報酬性を有すると判断されたものであり、実態調査の結果は、その判断材料の一つとして参照されたにすぎない。その点の誤解が生じないように、表現を修正する。</p> <p>また、従業員等に自社株式オプションを付与した場合に、必ず報酬性を持つと決め付けているわけではなく、反証の余地を残している点にも、留意が必要である。</p> |
| <p>ストック・オプションが失効した場合の会計処理(基準 44 項)</p> | <p><b>表現等</b> 「新株予約権が行使されずに消滅した結果、その付与に伴う純資産の増加が…」という記述があるが、もともとストック・オプションの費用処理によってもその戻入れによっても、新株予約権は純資産として表示されることから、純資産の金額は増加も減少もしないので、「純資産の増加」という部分の意味が明確ではない。記述内容を修正すべきである。また、最後に少数株主に関する記述があるが、ここで少数株主に帰属する部分について言及するのは唐突な感じがするので、削除したほうがよいと考える。</p>   | <p>ここではストック・オプションの付与に伴う純資産の増加を指しており、指摘のようにストック・オプションの失効による戻入れにより純資産が増加すると言っているわけではない。</p> <p>誤解を招かないよう、表現を工夫する。</p>   |

## 審議資料（５）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

| 論点の項目 | コメントの概要〔基準・指針の項数は、「公開草案」におけるもの〕   | コメントへの対応（案）  |
|-------|---|--|
|       | <p><b>【権利不行使による失効】</b>ストック・オプションの付与（給付）とは、企業が現金でサービスの対価を給付し、給付を受けたものがこの現金でストック・オプションを購入した取引と擬制することができ、この時点で企業にとっての費用は確定しているので、その後にオプションが失効したか否かによって異なった会計処理をとる必要はない。一方、オプション購入者（サービス提供者）の視点に立っても、さまざまな理由によってオプションが失効する可能性も十分に考慮した上で購入する（サービスを提供する）ので、失効したか否かによって異なった会計処理を取る理由を見出すことはできない。</p> <p>公開草案は「ワラントや新株予約権の会計処理等、既存の会計基準との整合性の観点からは、ストック・オプションが失効した場合には、対応する部分を利益に計上することとなる」（基準第 40 項）としているが、ワラントや新株予約権が負債として計上されている場合には失効分を利益計上することに形式的な整合性が認められるが、公開草案第 6 号によって新株予約権は「純資産の部」の一部となったことからそのような形式的な整合性も失われており、むしろワラント・新株予約権失効時の処理を上で提案したストック・オプションの処理と同様に資本剰余金への振替とすべきである。</p> <p><b>【権利不行使による失効】</b>ストック・オプションの公正価値算定に当たって使用するオプションプライシングモデルには、株価が行使価格を下回る可能性も考慮されており、結果としての権利不行使も公正価値に織り込まれている。権利不行使という理由で一旦認識した費用の取崩を行うことは、報酬をストック・オプションの公正価値と同額の現金で支払った場合と比べ、費用の過少計上となり、妥当でない。したがって、権利確定後に失効があった場合でも、費用の修正を行わないこととし、これにより米国基準や国際会計基準との整合性を図るべきと考える。</p> | <p>ストック・オプションが失効した場合には、付与を受けた従業員等は、株主とはならない。本会計基準では、このように新株予約権が行使されずに消滅した結果、その付与に伴う純資産の増加が株主との直接的な取引によらないこととなった場合には、それを利益に計上したうえで株主資本に算入するという考え方をとっている。</p> <p>（挙げられた各点については、例えば、本会計基準は、ストック・オプションの受領者側ではなく、付与した企業側の会計処理を明らかにするものであること、実際の現金の授受もないのに、なぜストック・オプションの付与を現金の授受を介した取引と擬制できるのか明らかでないこと、公開草案第 6 号は、そもそも貸借対照表の純資産の部の「表示」を問題にしているだけで、基本的に会計処理の変更を意図するものではなく、その「表示」に関しても、ストック・オプションとその他の新株予約権を区別せず同様に扱っており、これにより両者の間の形式的な整合性が失われたとの指摘はあたらないと思われること等を指摘することができる。）</p> |

## 審議資料（５）

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

| 論点の項目                          | コメントの概要〔基準・指針の項数は、「公開草案」におけるもの〕   | コメントへの対応（案）  |
|--------------------------------|---|--|
|                                | <p><b>【権利不行使による失効】</b>失効によって過去の費用認識を否定するために利益が計上されるのではなく、むしろ公開草案「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」において示されている、新株予約権の発行者側の会計処理について権利が行使されずに権利行使期間が到来したときには利益として処理される（同第 12 項）という考え方がそのままストック・オプションの失効にも適用されると考えられるため、基準第 44 項の第三文「結果が確定した時点で振り返れば、会社は無償でサービスの提供を受けて、それを消費したと考えることができる」を削除し、公開草案「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」第 12 項により、新株予約権が失効した場合には利益として計上されることを記載すべきと考える。</p>            | <p>指摘の公開草案は、基本的に貸借対照表に関する「表示」の問題だけを採り扱っており、会計処理について、新たな定めをするものではない。この公開草案のもとになっている、ワラントや現金を対価に交付される新株予約権の取扱いとの整合性は形式的な理由であり、基準第 44 項（修正後第 45 項）第三文で述べているのは実質的な理由であるから、両者は相互に矛盾するものではなく、修正は不要と考えられる。</p>  |
| <p>権利不行使による失効数の見積（基準 50 項）</p> | <p><b>【権利不行使による失効（見込み）】</b>基準第 10 項の実績に基づく権利不行使による失効の会計処理について、「原則として」を削除すべきである。また、これに関連して基準第 50 項の第二文は削除すべきである。基準第 10 項では権利不行使による失効は、原則として見積もりによらず、実績に基づくものとされている。基準第 50 項ではその例外として、権利行使期間の残存期間が極めて短いため、残る権利行使期間内に株価が行使価格を上回るまで回復する可能性が認められない等、合理的に失効数を見込める可能性はあるとしている。しかし、このような失効による利益の見積による計上時点については、実務上の判断が分かれる恐れもあり、また、債務免除益の性格をも有することから事実が確定した時点でのみ計上すべきであると考える。</p> | <p>指摘に対応し、基準第 10 項及び第 50 項（修正後第 51 項）における、「原則として」の文言を削除することでどうか。</p> <p>期末において、当該企業の株式の市場価格が行使価格を大幅に下回っており、かつ、当該ストック・オプションの権利行使期間の残存期間が極めて短いため、残る権利行使期間内に株価が行使価格を上回るまで回復する可能性が認められないような場合には、失効数が確定したとみなすことができると考えられるため、基準第 50 項（修正後第 51 項）の文言をこのように修正する。</p> |

## 審議資料（５）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

| 論点の項目 | コメントの概要〔基準・指針の項数は、「公開草案」におけるもの〕   | コメントへの対応(案)   |
|-------|---|---|
|       | <p><b>【権利不行使による失効(見込み)】</b>付与日から権利確定日までは費用を計上し、権利行使期間に入ってからストック・オプションが失効する場合には、失効による利益が計上されることにより全期間を通じた損益は0となる一方で、各期の損益のブレが生じる結果となる。このようなケースで、ストック・オプションが損益操作に利用されることを懸念する。こうした意図を排除するには、原則として各期において権利不行使の見積を合理的に行う必要があると考える。これに関して、基準50項で権利不行使の見積を容認してはいるが、要件が厳しいため緩和する必要があると考える。</p>   |   |
| その他   | <p><b>【会社法との関係】</b>基準第2項(7)ストック・オプションの「付与日」は、いつと解すべきか、具体的な説明を加えていただきたい。会社法第245条にいう割当日を指すのか。それとも税制適格の要件となる契約書に記載された契約締結日となるのか、もしくはそれ以外の日であるのか、具体的な記載をお願いしたい。</p> <p><b>【会社法との関係】</b>会社法施行後、付与決議したストック・オプションに適用となっているが、付与決議とは、総会決議を指すのか、総会決議後の取締役会の割当決議を指すのか、会社法施行が来年5月1日だと巷では言われているので、来年5月1日施行を前提に、平成16年12月の草案では、平成18年4月1日以降開始の事業年度の会社(3月決算企業から)から適用となっていました。仮に平成18年2月末に決算を迎える会社が5月に総会を迎えると適用となり、早めて4月中に開催すると適用されないように思えるがどうか。</p> <p><b>(他基準との比較)</b>ストック・オプションに限らず、IFRS/IAS、FASBとで議論されている事項についてこのように公開草案を出す場合は、IFRS/IAS、SFASで議論と取扱いを合わせた点、合わせなかった点について、理由も付して整理して頂きたい。</p> | <p>指摘のとおり、ストック・オプションの付与日が会社法上のどの時点に該当するのか明らかにするのが適当と考える。</p> <p>ストック・オプションの付与日は、会社法にいう、募集新株予約権の「割当日」(第238条第1項第4号)に該当すると考えられ、このことが用語の定義において明らかになるよう対応する。</p> <p>それぞれの規定を採用した根拠については、結論の背景において示している。他の基準との比較検討は、基本的には解説記事等に委ねるべき役割であり、会計基準設定の本旨ではないと思われる。</p> |

## 審議資料（５）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

| 論点の項目                                  | コメントの概要〔基準・指針の項数は、「公開草案」におけるもの〕  | コメントへの対応（案）   |
|--|--|---|
|  | <p><b>表現等</b> 会計基準及び適用指針では、これまで貴委員会が公表してきた会計基準等では見られなかった「報告期間」という用語が使用されている。おそらく IFRS の用語をそのまま使用しているものと思われるが、これまでの貴委員会の公表物でも「会計期間」という用語が多く用いられていることとの整合性及び「報告期間」という用語に不慣れな実務家への配慮という観点から、「会計期間」という用語の使用をご検討いただきたい。</p> | <p>指摘の趣旨を踏まえ、表現の修正を検討する。</p>  |
| <b>適用指針</b>                            |  |   |
| <p>株式オプション価格算定モデルの類型(指針 2 項)</p>       | <p><b>表現等</b> 算定技法の種類について、離散時間型モデルと連続時間型モデルの説明の順序が、項により(指針第 2 項、指針第 7 項、指針第 32 項)異なっていてわかりづらい。できる限り統一することが望ましいと考える。</p>  | <p>それぞれの箇所で、最も分かりやすい説明順序を選択したため、現行の順序となったものである。</p>                         |
| <p>株式オプションに共通する特性の算定技法への反映(指針 6 項)</p> | <p><b>(算定技法の具体例)</b> 算定技法の具体的な計算例があるとよい。本会計基準・適用指針に対する利用者の理解を深めるために有用であると考え。それが適切でない場合でも、(1)から(6)までの基礎数値のそれぞれが、ストック・オプションの公正な評価単価にどういう方向に影響するのかを説明することが必要であると考え。</p>   | <p>適用指針は、特定の算定技法の採用を指定もしくは推奨しておらず、適用指針において、特定の算定技法の計算例を示すことは適切ではないと考える。</p> |
|  | <p><b>表現等</b> 株価算定モデルにおいて考慮される配当額は、将来予想される配当額であるため、指針第 6 項(5)における配当額は、予想配当額とすることが適当である。また指針第 73 項においても同様である。</p>   | <p>指摘の趣旨を踏まえ、配当額や株価変動性が、将来の予想値である旨、説明を付け加える。</p>                            |



## 審議資料（５）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

| 論点の項目                                     | コメントの概要〔基準・指針の項数は、「公開草案」におけるもの〕   | コメントへの対応（案）  |
|---|---|--|
| <p>ストック・オプションに共通する特性の算定技法への反映（指針 7 項）</p> | <p><b>【予想残存期間】</b> 予想残存期間について、指針第 7 項(1)では、連続時間型モデルによる算定技法を用いる場合には、算定時点から権利行使されると見込まれる平均的な時期までの期間を用いる旨の記述があるが、これは合理的な方法とはいえない。少なくとも米国では、算定時点から権利行使期間までの半ばまでの期間より以前に、権利行使が行われていることが明らかになっている。</p> <p>指針第 7 項(2)にあるように、株価が一定率以上に上昇した時点で権利行使が行われるなど、従業員等の権利行使等に関する行動傾向を想定する方法が妥当と考えるのであれば、バリア・オプション価格を用いることにより、連続時間型モデルの枠組みでも指針第 7 項(2)と一貫性のある価格を算出することができる。また、従業員等の権利行使に関するもっと複雑な行動傾向を想定する必要があり、連続時間型モデルによる解析解が得られないような場合には、連続時間型モデルではなく、離散時間型モデルによってオプションの評価を行うべきだと考える。</p> <p>指針第 14 項にある、「前項に基づき、ストック・オプションの予想残存期間を合理的に見積もることができない場合」とはどのような場合をさしているのか不明である。</p> <p><b>【予想残存期間】</b> 連続時間型モデルを利用する際に、合理的な予想残存期間の見積りが困難な場合の措置として、「算定時点から権利行使期間の半ばまで」(指針第 50 項)としている。しかし、実際に権利行使が行われる時期あるいは実績としての残存期間の持つ意味は、権利行使のタイミングであり、そのタイミングは、基本的には、株価と権利行使価格との関係で決まると考えられる。従って、「平均値としての」予想残存期間を適用することの合理性は乏しいのではないかと考える。このように事前に残存期間を合理的に見積もることができない場合には、連続時間型モデルを利用するのではなく、離散時間型モデルを使用すべきではないのか(基準第 42 項)。</p> | <p>連続時間型モデルを用いた場合には、譲渡禁止特性を反映するため、予想残存期間の見積りが必要となる。しかし、いつ権利行使されるかは、その時の株価状況に多く依存しているため、過去の行使状況だけでは必ずしも合理的な見積りができるわけではない。統計データの蓄積も十分ではないことから、現実に見積りの困難な場合もあると考えられるため、このような場合に基準を適用できるよう推定規定を置いた。他によい代替案がない以上、やむを得ない選択肢と考える。</p> <p>離散時間型モデルを用い、株価が一定率以上に上昇した時点で権利行使が行われる等の従業員等の権利行使に関する行動傾向を想定することで、予め予想残存期間を見積らなくてもストック・オプションの価値を測定することが可能であるが、予想残存期間の見積りが合理的にできない場合に常に離散時間型モデルの利用を強制することは、スムーズな会計基準導入の妨げとなり適切ではないものとする。</p> |

## 審議資料（５）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

| 論点の項目 | コメントの概要〔基準・指針の項数は、「公開草案」におけるもの〕   | コメントへの対応（案）   |
|-------|---|---|
|       | <p><b>【予想残存期間】</b> ストック・オプションの公正な評価単価の算定技法について、指針第 7 項(1)における「予想残存期間」を直接用いることを、離散時間型モデルを適用する場合にも認めるべきである。</p> <p>離散時間型モデルは連続時間型モデルよりもストック・オプションの特性を反映する点で柔軟であるという長所を持つ。しかし、実務的に対応が容易な連続時間型モデルだけ「予想残存期間」を用いることが認められると、(ほとんどの場合、連続時間型モデルによる評価単価が離散時間型モデルによる評価単価を下回ることになる予想されるため)離散時間型モデルを用いる誘引が働かず、離散時間型モデルがほとんど用いられなくなることが懸念される。</p> | <p>離散時間型モデルで基礎数値として予想残存期間を用いないのは、この算定技法の仕組みによるものであり、認めるか否かの問題ではない。</p> <p>適用指針では、特定の算定モデルの使用を推奨しておらず、特定の技法の利用を促す目的で規定を置くことはその趣旨に反する。</p>  |
|       | <p><b>【ディープ・イン・ザ・マネーのオプション】</b>行使価格が付与日の株価とほぼ同じである一般的なストック・オプションの特徴は、行使価格を 1 円とした株式報酬型ストック・オプションでは成り立たない。このようなケースで、連続時間型モデルによる場合、予想残存期間が長いほど評価単価は小さくなる。そこで、権利行使終了日までの期間を長くする等評価上問題となる設計が行われる可能性を排除するため、連続時間型モデルの場合、付与日から権利確定日までを予想残存期間とみなして評価すること、離散時間型モデルの場合、権利行使ができる時期とできない時期を考慮して評価することを適用指針に明記すべきである。</p>                       | <p>企業と従業員等との間で等価交換の前提とされた、付与日におけるストック・オプションの公正な評価単価をもとに会計処理をすべきことは、行使価格に対する付与日の株価状況のいかんで異なることはない。</p> <p>財務諸表上、実態を反映するため、企業が採用した算定技法の特質に応じて適切な計算を行うことは当然であり、予想残存期間を最短期間とみなすことは適切ではない。</p> |

## 審議資料（５）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

| 論点の項目             | コメントの概要〔基準・指針の項数は、「公開草案」におけるもの〕  | コメントへの対応(案)   |
|-------------------|--|---|
| 株価変動性(指針 10～11 項) | <p><b>【株価変動性】</b>「概ね 30 月分以上」「少なくとも 2 年間」という記述があるが(指針第 10 項(2)、指針第 12 項)、その根拠を説明するとよいと考える。算定技法に対する理解が容易でないため、それから生じる抵抗感を少しでも減らすために有用である。</p> | <p>過去の株価実績に基いて株価変動性を見積る場合、予想残存期間に相当する期間のデータを取るのが合理的であるが、信頼性のある測定を行うためには、常識的に最低 2 年分位のデータは必要と考えられるため、この点を追加的に明記する。</p> <p>上記の期間でデータを取る場合に、月次の頻度とする場合には、日次や週次でデータを採る場合に比べ、サンプル数が段違いに少なくなる。しかし、審議の中では、「変動性」という以上、常識的に 30 個程度のデータがそろわないと信頼性のある測定はできないだろうと考えられた。</p> <p>一方、公開後日の浅い企業であっても、通常の公開企業と同じように株価変動性を見積るのであるが、公開後の日が浅い場合には信頼性をもって測定するのにデータが不足する場合が考えられ、その場合にはデータ不足を補う必要がある。そのような補足の要否は、実態に基づいて判断すべきであるが、目安として通常 2 年分位のデータが利用可能であれば足りると考えられた。</p> |

## 審議資料（５）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

| 論点の項目 | コメントの概要〔基準・指針の項数は、「公開草案」におけるもの〕  | コメントへの対応(案)   |
|-------|--|---|
|       | <p><b>表現等</b> 株価変動性の計算方法については、指針第 10 項で「過去の株価実績に基づいて将来の株価変動性を予測する方法」が、指針第 11 項で「類似の株式オプションの市場価格から株価変動性を逆算する方法」が示されているが、結論の背景で前者が「ヒストリカル・ボラティティー」、後者が「インプライド・ボラティリティー」を示していることを記述されることが適当である。「ヒストリカル・ボラティリティー」、「インプライド・ボラティリティー」という用語も一般化しており、それとの関連性を示しておくことが望まれる。</p> | <p>指摘の趣旨を踏まえ、初回使用時に付記する。</p>  |
|       | <p><b>【株価変動性】</b> 将来の事象についての事実が公表されていれば、通常は市場によってその事象の影響が評価され株価が修正されることになる。その結果、指針第 10 項によって市場価格から逆算される株価変動性に反映され、過去の実績に基づく株価変動性が修正されることになるので、(3)「将来の事象の反映」は削除すべきと考える。</p>   | <p>指摘は「インプライド・ボラティリティ」の見積り手法を念頭においたものと思われるが、指摘の規定は、「ヒストリカル・ボラティリティ」の見積りについて述べており、削除は不要と考えられる。</p> |
|       | <p><b>【株価変動性】</b> 指針第 10 項(2)(価格観察の頻度)に、「一貫した観察頻度と観察時点で価格を観察し、これをみだりに変更してはならず、日次、週次いずれを採用することも認められる」とあるが、当該日、当該週における終値なのか、最高(安)値なのか等ふくめ「一貫した観察頻度」を、より具体性をもって定義付けることが必要と考える。</p>  | <p>趣旨がより明確となるよう、表現方法を工夫する。</p>  |

## 審議資料（５）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

| 論点の項目   | コメントの概要〔基準・指針の項数は、「公開草案」におけるもの〕   | コメントへの対応(案)  |
|---|---|--|
| ストック・オプションと業務執行や労働サービスとの対応関係の認定<br>(指針 17～20 項、51～59 項) | <b>表現等</b> 権利確定日の判定として、「(1) 勤務条件が付されている場合には、権利確定日として定められた日」というのは、字句の繰り返しであり、意味が明確ではない。表現を、例えば「勤務条件が成就する日あるいは達成される日」とすべきである。   | 指摘の趣旨を踏まえ、同義語反復とならないよう、表現方法を工夫する。  |
|   | <b>表現等</b> 指針第 17 項(3)は業績条件が付されているケースを想定していると考えられる。指針第 18 項は株価条件が付されているケースを想定している。指針第 19 項の、「また、」で始まる段落は、株価条件が付されているケースを想定していると考えられるが、「条件の達成に要する期間が固定的でなく(い)」という表現は、指針第 19 項と指針第 17 項(3)に出てきて、指針第 18 項には出てこないため、これらの相互関係が明瞭ではない。株価条件が付されていても、本会計基準・適用指針の適用上は、それがないものとして会計処理するように読めるが、そのような観点からも、これら 3 項の整理が必要であると考えられる。 | コメント募集で図示したように、明確な整理になっていると考える。<br><br>(指針第 18 項後段は、「前項(3)の場合」といつているのであるから、「条件の達成に要する期間が固定的でない」場合をさしているのは明瞭であると考える。) |
|   | <b>(採り上げるべき事例)</b> 以下の場合、勤務期間に関係なく権利行使や、譲渡による換金が可能であり、付与時に権利が確定したものと考えることができるため、付与時に費用計上する旨を明示してはどうか。<br>(1) 権利行使可能日前に自己都合で退職しても、権利行使可能なストック・オプション<br>(2) 譲渡制限の無いストック・オプションや自社株式オプション   | 現行の記述から判断可能であり、対応不要と考えられる。   |

## 審議資料（５）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

| 論点の項目 | コメントの概要〔基準・指針の項数は、「公開草案」におけるもの〕   | コメントへの対応(案)  |
|-------|---|--|
|       | <p><b>【株価条件】</b> 株価条件をストック・オプション単価に反映させる理論的モデルは存在し、すでに実務で利用されている。</p> <p>また、離散時間モデルを用いれば、オプション・プライシング理論で用いられる方法のもとで、予想残存期間を事後的に見積もることができる。したがって、第18項の「株価条件が付されている等、権利確定日を合理的に見積もることができない」という記述はミスリーディングである。</p> <p><b>【株価条件】</b> 付与日の株価と権利行使価格によっては、必ず権利確定条件を充たせるようなストック・オプションの付与（例えば行使価格1円でストック・オプションを付与するケースや、ディープ・イン・ザ・マネーの状態で付与するケース）も散見されるため、株価条件について一律に権利確定日を合理的に見積もることができないとみなすのではなく、「合理的に見積もることができない場合には、付与日に一時に費用計上する」といった限定的な扱いとすべきである。</p> | <p>前述のとおり、株価条件を達成しなかったことによる失効の実績は会計処理に反映すべきであり、株価条件は、ストック・オプション数に反映させるべきである。</p> <p>権利確定日についても、予想残存期間と同様に、離散時間型モデルを利用すれば見積りが可能との指摘と理解するが、企業が実際にこのような方法により、権利確定日を見積った場合には、その見積りを否定する必要はないと考えられるため、これを許容するよう、表現を改める。</p> |
|       | <p><b>(失効数の見積り)</b> 被付与者全員が対象となる業績条件等がある場合、その条件が達成されるか否かの二者択一として判断するというのは、その判断をする際に、主観的な要素が大きくなるのではないか。むしろ、当該条件の生起確率を基に、失効数を見積る方がよいのではないか。</p>  | <p>よいと考えられる。</p>   |
|       | <p><b>(段階的権利行使可能オプション)</b> 公開草案では、段階的に権利行使可能なストック・オプションは、権利行使期間が異なるごとに分けて会計処理することを原則としつつ、付与した単位でまとめて、最後に到来する権利行使期間開始日までの期間にわたり配分計算することも認めている。このうち、後者の方法については、設例3-6の会計処理と、指針第59項の記述内容が一致していない。費用総額が異なる結果となる会計処理を認めることは問題があり、指針第59項の記述を、設例3-6の会計処理に合わせた記述に改めるべきである。</p>   | <p>指摘の趣旨を踏まえ、誤解を生じないように、表現の仕方を改める。</p>   |

## 審議資料（５）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

| 論点の項目                        | コメントの概要〔基準・指針の項数は、「公開草案」におけるもの〕   | コメントへの対応（案）   |
|------------------------------|---|---|
|                              | <p><b>（役員の任期満了後に権利行使可能となる場合）</b>権利確定日を合理的に見積もることができないとして、付与日に一時に費用を計上することは、役員退職慰労金の代替として株式報酬型ストック・オプションが導入されている現状に鑑みると適当ではない。この点、指針第 56 項の規定は妥当であると考え。しかし、任期が短く、現実との乖離が大きい場合、形式的な基準だけでは限界があるため、実質的な基準も用いることができることを明記すべきである。</p>   | <p>指摘の「形式的な基準」は、実質的な判断が困難な場合の推定規定であることが明らかであるので、指摘の趣旨は既に反映されていると考えられる。</p>            |
| <p>権利不行使による失効（指針 21 項）</p>   | <p><b>（失効による利益の性格）</b>「前期損益修正益にあたる」という記述があるが、基準第 44 項の記述との整合性が必ずしも明瞭でないと思われる。なぜ前期損益修正益に該当するのか、より詳細な説明が必要であると考え。</p> <p><b>（失効による利益の性格）</b>権利不行使による失効が生じた場合に、失効に対応する部分が利益として計上されるが、この利益は報酬費用の修正による「前期損益修正益」ではなく、公開草案「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」において示されている、新株予約権の失効による利益である。したがって、公開草案「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」Q1 により、単に、「原則として、特別利益に計上する」とすべきである。</p> | <p>指摘の趣旨を踏まえ、単に、「原則として、特別利益に計上する」旨の記述にとどめるよう、改める。</p>                                 |
| <p>未公開企業における取扱い（指針 23 項）</p> | <p><b>【未公開企業（本会計基準適用前後の取扱い）】</b>(2)の「付与日における単位当たりの本源的価値又は公正な評価単価と、」という記述については、本源的価値又は公正な評価単価のうち、任意の一つではなく、当初付与時点で会計処理をするうえで選択したほうが、本項における比較の対象となるはずであるが、そのことが明瞭でないため、表現を改善すべきである。</p>   | <p>当初付与時点は、本会計基準の適用前で会計処理方法の選定そのものが不要であるため、実際には、本会計基準適用後の条件変更時の選択によって定まるものと考えられる。</p> |

## 審議資料（５）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

| 論点の項目  | コメントの概要〔基準・指針の項数は、「公開草案」におけるもの〕   | コメントへの対応（案）   |
|--|---|---|
|  | <p><b>【未公開企業】</b>未公開企業においては、付与日の本源的価値を見直さないこととなっているが、株式公開目前となっている場合においては当該会社の時価も上昇しているのが通常と考えられることから、公開前のある一定の時点で見直しを行なう等を検討してはいかがか。</p>  | <p>会社価値の変動によって適用する会計処理を変えるのは適切ではないと考えられる。</p> <p>また、未公開企業において、本源的価値法を選択した場合には、ストック・オプションの各期末における本源的価値の開示が求められており、必要な情報は開示されるものと考えられる。</p> |
| 親会社が自社株式オプションを子会社の従業員等に付与する場合の取扱い(指針 24 項、63～67 項) | <p><b>(株式報酬費用の損益表示区分)</b>株式報酬費用の損益表示区分の取扱いについて明示すべきである。株式報酬費用は、一時費用処理又は期間配分処理があり、又見積もりの修正等を行う場合がある。従業員報酬に準ずる処理と想定されるが、実務上混乱の生じない様に、費用の表示区分の考え方を明示すべきである。</p> <p>また、親会社が自社株式オプションを子会社の従業員等に付与する場合の費用の計上区分(指針第 63～第 67 項、設例 2-2)について、それが子会社の報酬としては位置付けられていない場合、親会社の計上する人件費の計上区分を明確にされたい。連結財務諸表上は人件費として営業費用であると考えられるが、個別財務諸表上は、子会社投資の価値増大、あるいは子会社株式の売却による利益獲得を図るための費用であり、営業外費用等とする考え方もあり得る。連結・個別におけるそれぞれの計上区分を明示するとともに、必要に応じ連結修正についても明らかにしていただきたい。</p> | <p>株式報酬費用については、営業費用に区分されることが明らかであり、追加説明は不要と考えられる。また、親会社が子会社の従業員等に自社株式オプションを付与する行為は、事業投資の性格が強く、これに係る費用は営業費用に区分されるため、追加説明は不要と考えられる。</p>     |



## 審議資料（５）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

| 論点の項目 | コメントの概要〔基準・指針の項数は、「公開草案」におけるもの〕   | コメントへの対応(案)                                    |
|-------|---|--|
|       | <p><b>(子会社における会計処理)</b>子会社の従業員等に対する親会社株式オプション付与が子会社の報酬体系に組み込まれている場合、従業員等のサービスの消費を「給料手当」として費用認識するのは理解できるが、一方で、同時に報酬を免れたことからの特別利益を「株式報酬受入益」として計上するとある。これは、かならずセットで起こる事象にもかかわらず、後者を非経常項目である特別利益項目で処理することは、段階利益の表示にゆがみが生じるのではないかと考える。販売費及び一般管理費の戻りとして計上するか、営業外収益として処理するという処理についても検討願いたい。</p>                                      | <p>後者を特別利益項目で処理するのは、適正な会計処理であると考えられる。</p>      |
|       | <p><b>(親会社計上費用の性格)</b>親会社が自己株式オプションを子会社の従業員等に付与した場合について、子会社の従業員等に対する報酬として位置付けられる場合、報酬として位置付けられない場合、の2つの区分に分けて会計処理を示している。</p> <p>に関しては、本来子会社が支払うべき報酬を親会社が自己株式オプションの形で付与したという理解ができるが、に関しては、親会社で計上した費用の性格の説明がない。労働報酬的な構成ではなく、親会社を中心とした企業グループの価値を高めるために子会社の従業員等にもインセンティブを与えた、という理解ができると思うが、このような説明を加えることが実態にも合っており賛同を得やすいと思う。</p> | <p>の費用の性格に関しては、会計基準(第22項)ですでに示されていると考えられる。</p> |

## 審議資料（５）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

| 論点の項目          | コメントの概要〔基準・指針の項数は、「公開草案」におけるもの〕  | コメントへの対応（案）  |
|----------------|--|--|
|                | <p><b>【会社法との関係】</b>会社法第 135 条では子会社が親会社株式を取得することは原則として禁止されている。従って、子会社が親会社株式オプションを取得することは、会社法でも認められないと考えるが、そうであるとすれば、指針第 64 項以外は削除した方が妥当と考える。</p>  | <p>原案を維持することでどうか。</p> <p>「会社法上は、株式については 自己株式取得についての財源規制・手続規制、子会社による親会社株式の取得の原則禁止規制が存在しますが、これらの規制は、新株予約権については適用も類推もされません。したがって、会社法上は、子会社が親会社の新株予約権を取得することには何らの問題はありませんので、お示しの（適用指針に掲げられている各）取引パターンも適用指針において触れられることは何ら差し支えないと思います。」（法務省）</p> |
| 注記（指針 26～36 項） | <p><b>（後発事象）</b>貸借対照表日後に、ストック・オプションの付与を決定した場合や、株式併合又は株式分割が行われた場合の取扱いについて、重要な後発事象として取り扱うかどうか、取り扱う場合、何を注記すればよいかを明らかにしてはどうか。</p>  | <p>本会計基準及び適用指針で取り扱うべき性格の問題ではないと考えられる。</p>  |
|                | <p><b>【表現等】</b>ストック・オプションの内容を注記する付与対象者の区分として「役員、従業員の別」となっている（指針第 27 項(1)）が、ストック・オプションの付与対象者は基準第 2 項(4)によれば「使用人、取締役、会計参与、監査役、執行役」を想定しているため、役員と従業員という区分のみの明示は不明瞭ではないか。</p>   | <p>指摘の趣旨を踏まえ、表現の修正を検討する。</p>   |
|                | <p><b>（集約記載）</b>複数の契約を集約して記載する方法として、単価情報を加重平均値で記載するとされている（指針第 29 項、第 30 項、注記例）。しかし、注記例にあるように、未行使分と未権利確定分を加重平均値した「未決済残」は、財務諸表利用者にとって、わかりづらいのではないかと。かえって、主な契約の単価情報を開示し、その他については、未確定数、未行使数を示すにとどめる方がわかりやすく、情報価値も高いと考えるがどうか。</p> | <p>単価情報については、審議の中で、利用者サイドから、単なる主要契約の単価情報の例示では不十分で、加重平均の開示を求める意見があり、原案でよいと考えられる。</p>  |

## 審議資料（５）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

| 論点の項目         | コメントの概要〔基準・指針の項数は、「公開草案」におけるもの〕   | コメントへの対応（案）   |
|---------------|---|---|
|               | <p><b>（集約記載）</b>複数の契約を記載する場合について、複数の契約を集約して注記するためには、指針第 29 項(2)、第 30 項の要件は最低限満たすべきものと思われる。注記で開示される情報は、利用者がストック・オプションの内容を分析できるレベルのものでなければ意味が無い。したがって、複数の契約を集約して開示できるのは、集約しても利用者がストック・オプションの内容を誤解なく分析できる場合に限定すべきであり、要件は厳しくすることが望まれる。</p> <p><b>（集約記載）</b>権利行使価格、付与日における公正な評価単価及び権利行使時の株価の平均値の注記については、集約して記載することができることとされているが、権利行使価格や株価が著しく異なる場合にはこれらを集約して記載する意義が乏しいため、権利行使価格や株価が著しく異ならないことも条件とすべきである。</p> | <p>適用指針における、集約記載のための要件は、指摘の趣旨に基づいて規定されている。</p> <p>（「権利行使価格の設定方法が著しく異なるものについても、集約して記載することができない」（指針第 29 項（修正後第 28 項）但書き）で指摘の趣旨は反映されていると考えられる。）</p>          |
| 連結財務諸表における取扱い | <p><b>（連結財務諸表における取扱い）</b>コメント募集のご案内の最後にある「本公開草案によりコメントを求める点」に関して、連結財務諸表における注記において、親会社におけるストック・オプションと連結子会社におけるストック・オプションを対象として想定しているとのことだが、一方、日本基準への統一を目指して間もなく公表されるであろう「在外子会社の会計基準に係る実務対応報告公開草案」では、当面の間、国際財務報告基準または米国会計基準に従って在外子会社が採用した会計処理を連結上利用することも妨げないとあり、両者の整合性に十分配慮した上で最終方針を固めていただくようお願いしたい。</p>  | （特になし）  |
|               | <p><b>【連結財務諸表における注記の範囲】</b>連結財務諸表における注記の対象となる会社については、親会社と連結対象子会社であることに同意する。</p> <p><b>【連結財務諸表における注記の範囲】</b>指針第 27 項、第 28 項の注記は、親会社（開示企業）が子会社・関連会社の従業員等に付与したストック・オプションや、子会社・関連会社が付与したストック・オプション（重要性が乏しいものを除く。）も対象となる旨を明らかにすべきである。</p>  | <p>連結財務諸表上、本会計基準の開示対象となるストック・オプション等は、親会社が付与するもの、及び、連結子会社が付与するものについては、開示対象となると考えられる。</p> <p>（これに対し、持分法適用会社が付与するものについては、持分法が一行連結である点に鑑み開示対象としないことかどうか。）</p> |

## 審議資料（５）

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

| 論点の項目                         | コメントの概要〔基準・指針の項数は、「公開草案」におけるもの〕  | コメントへの対応（案）  |
|-------------------------------|--|--|
|                               | <p><b>【連結財務諸表における注記の範囲】</b>連結財務諸表においては、子会社宛投資と子会社の資本は相殺消去されるものであり、子会社が付与したストック・オプションについては、少なくとも権利行使後においては、連結貸借対照表上の資本金には残らないものである。このため、連結財務諸表の注記においては、余程の重要性が無い限り子会社のストック・オプションの開示は不要であると考ええる。</p> | <p>左記の指摘は、親会社の発行する新株予約権を子会社が引き受けるケースや、子会社の発行する新株予約権を親会社が引き受けるケースを想定していると思われるが、それらは連結上、ストック・オプションには該当しないと考えられる。</p> |
|                               | <p><b>他プロジェクト</b> 連結決算の観点での取扱いが不明瞭であり、特に持分法についてはストック・オプションの発行・行使・失効のいずれの場合でも純資産の金額は変わらず、投資勘定との関係が不明瞭となることから、それぞれのタイミングにおいての会計処理を明示願いたい。</p>  | <p>他のプロジェクトで取り扱われている（「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」及び同適用指針）。</p>   |
| <p>外貨建ストック・オプションに係る為替換算差額</p> | <p><b>他プロジェクト</b> 外貨建ストックオプションに係る為替換算差額については、（損益処理ではなく）純資産の部で処理されると考えて良いか確認をお願いしたい。</p>  |  |
| <p>その他</p>                    | <p><b>（複雑なストック・オプション）</b>下記のストック・オプションの算定は、離散時間型モデルでは対応できるが、連続時間型モデルでの対応は困難であると考えられる。</p> <p>(1) 不連続段階行使型<br/>(2) パリジャン・ノック・アウト型</p>   | <p>（特になし）</p>  |

## 審議資料（５）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

| 論点の項目 | コメントの概要〔基準・指針の項数は、「公開草案」におけるもの〕  | コメントへの対応（案）                             |
|-------|--|---|
|       | <p><b>（米国データの利用）</b>ストック・オプションの価値評価をする際に必要な情報が不足あるいは不在であり、また、それを補うために参照可能な情報が国内にない場合は、国外の情報の参照も認めるべきではないか。理由は、次の通りである。日本は、ストック・オプションの歴史が比較的浅く、また、事例の蓄積が多くないために、費用計上開始の初期段階では、実際にストック・オプションの価値評価をする際に、情報の参照先を国内に限定してしまうと十分な情報を得ることができないケースが想定される。このような時、例えば、先行国である米国のデータを参照することで、欠損・不足した情報を補うことできれば、ストック・オプションの特性や条件をより反映した評価が可能となるものと考えられる。</p>  | <p>報告企業のデータに基づいて評価を行うのが原則であると考えられる。</p> |
| 設例    | <p>指針において、設例が数多く設けられているが、どの基準、指針の paragraph を適用したのかを明示されることが望まれる。</p> <p>設例中の仕訳の説明において、期末時点における将来の失効見込数が、各期の仕訳の（注）に記載されている（例えば、[設例 1]における(2) X5 年 3 月期）。しかしながら、現状の記載方法のままでは、失効見込数を変更している場合、利用者が試算しても仕訳例の数値にはならず、不親切と思われる。したがって、将来の失効見込数の変更については、前提条件において記載していただきたい。</p> <p>[設例 3-6]における会計処理（付与された単位でまとめて取扱う方法）について、X6 年 3 月期においては、ストック・オプション を 20 名、また、X7 年 3 月期においては同 を 25 名、同 を 35 名が行っているが、本設例においては＜人件費の計上＞に関する仕訳のみが示されている。本適用指針の利用者の便に鑑み、権利行使に伴う仕訳も示していただきたい。</p> <p>株式公開を目指す未公開企業において、ストック・オプションを付与する割合は、公開企業に比べて相対的に高い。未公開企業が、ストック・オプションの公正な評価単価に代えて、単位当たりの本源的価値によった場合の注記例があると、実務の参考に有用と考えられるため、注記例の記載を検討したかどうか。</p> | <p>指摘事項を参考に、表現の修正、改善を検討する。</p>          |

## 審議資料（５）

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

| 論点の項目 | コメントの概要〔基準・指針の項数は、「公開草案」におけるもの〕   | コメントへの対応（案） |
|-------|---|-------------|
|       | <p>注記例の「使用した評価技法」は、二項モデルを例示する方が望ましい。ストック・オプションは、権利行使期間中はいつでも権利行使できるアメリカン・タイプが中心である。アメリカン・タイプに適した算定方法は離散時間型モデル（二項モデル等）あり、この方法の方が、複雑な条件設定にも対応できる。米国基準でも国際会計基準でも、離散時間型モデル（二項モデル等）を重視している。</p> <p>条件変更する場合の注記例の記載を検討したかどうか。</p> |             |